別表第二号第一の注3中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz（同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

別表第二号第一の注3に次のように加える。

(4)　第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからカまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

ア　718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯

イ　815MHzを超え845MHz以下及び860MHzを超え890MHz以下の周波数帯

ウ　900MHzを超え915MHz以下及び945MHzを超え960MHz以下の周波数帯

エ　1427.9MHzを超え1462.9MHz以下及び1475.9MHzを超え1510.9MHz以下の周波数帯

オ　1744.9MHzを超え1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超え1879.9MHz以下の周波数帯

カ　1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数帯

別表第1号(3)ア の表中

											○		16注○	○				

を

											○			○				

に改め、同表の注16中「周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割複信方式を用いるものにあつては」を削り、同(3)ウ中「第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号」を「第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備の条件については、第一条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の際現に受けている設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

第四条　無線設備規則の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「改正後の第二十四条第十五項及び第四十九条の二十七第五号」を「第二十四条第十八項及び第四十九条の二十七第一項第四号」に、「改正後の第四十九条の二十七第五号イ」を「同号イ」に改める。

○外務省令第二十号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項第一号、第三号及び第三項、第四条第一項第一号、第九条第一項第一号及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十五条、第十七条第一項及び第四項並びに第十九条の三第二項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ものとし」、「（別表第一に掲げる領事館（法第三条第一項に規定する領事館をいう。以下同じ。）においては、正副二通）」及び「この場合において、副については正の写しをもつて代えることができる。」を削り、同条第三項中「別表第二」を「別表第一」に改め、「（別表第一に掲げる領事館においては、二葉）」を削る。

第二条第一項第一号中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第十一条第二号中「（別表第一に掲げる領事館を除く。）」を削る。

第十八条第二項第二号中「（別表第一に掲げる領事館においては、二葉）」を削る。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

別記第一号様式、別記第二号様式、別記第四号様式、別記第九号様式、別記第十号様式、別記第十二号様式、別記第十三号様式、別記第十五号様式、別記第十七号様式及び別記第十八号様式を次のように改める。